

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和8年2月5日

收支等命令者

佐賀県立唐津青翔高等学校長 山口 敦

1 競争入札に付する事項

- (1) 品 名 唐津青翔高等学校校舎リノベーションに伴う玄海アクアリウム関係備品
一式
- (2) 規格・数量 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年3月24日（火）
- (4) 納入場所 佐賀県立唐津青翔高等学校
- (5) 契約期間 契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店等を有し、かつ県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。又は誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 入札参加届を提出した者

3 入札参加資格を得るための申請方法

- (1) 上記2(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書に必要事項を記入のうえ、担当部局に提出し、入札書提出期限までに認定を受けること。
- (2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（佐賀県庁新館2階）
郵便番号：840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電話番号：0952-25-7194
電子メールアドレス：soumu_jimu@pref.saga.lg.jp
- (3) 申請書様式の入手先
総務事務センター用度・車両担当又は佐賀県ホームページ

4 入札手続き等に関する事項

(1) 担当所属

佐賀県立唐津青翔高等学校（〒847-1422 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1809-11）

- ・電話番号 0955-52-2347
- ・電子メールアドレス karatsuseishoukoukou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係書類の交付方法等

令和8年2月5日（木）の正午から令和8年2月17日（火）の午後1時までの間、佐賀県のホームページで公開する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日 時 令和8年2月17日（火）午後1時
- イ 場 所 **【佐賀県立唐津青翔高等学校 会議室】**
- ウ 入札方法 イの場所に入札者が直接持参し、又はイの場所へ郵送すること。
なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和8年2月16日（月）午後4時までに必着とする。

(5) 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、様式1「入札参加届」、様式2「営業概要書」を令和8年2月13日（金）午後3時までに上記3(1)の担当所属に提出（期日までに必着）しなければならない。

(6) 応札物品の承認について

仕様書に記載の参考品以外で応札する場合は、事前に様式7「応札物品承認申請書」を提出し、応札しようとしている物品について承認を得ること。

令和8年2月10日(火)午後3時までに別添仕様を満たしていることがわかるカタログ等を添付の上、(1)の電子メールアドレスへ提出し、承認を受けること。

なお、同等品として承認を受けた物品のメーカー・型番は、応札予定者すべてに連絡する。

また承認を受けていない物品での応札は無効とする。

(7) 契約内容等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、別に定める質問書(様式6)に質問内容を記載し、令和8年2月9日(月)午後3時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は令和8年2月10日(火)午後1時までに質問者及び同日までに入札参加届を提出した者に電子メールで送付する。なお、回答日時以降に入札参加届の提出があった場合は、その都度電子メールで回答を送付する。

5 開札に関する事項

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(2) 落札決定に当たっては、様式3「入札書」に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札金額(総額)が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないとあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) 入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届（様式5）を提出すること。

(7) 再度の入札

ア 開札をした場合において、落札者がない場合は、開札後直ちに、再度の入札を行う。

イ 再入札の執行回数は、1回（1回目の入札を含め2回）を限度とする。

ウ 再入札においても落札者がない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格をもって入札を行った者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとする。

(8) 入札書が次の各号に該当する場合は、無効の入札となる。

ア 金額の記載のないものまたは重複記載のあるもの。

イ 頭書金額が訂正されているもの。

ウ 所定の場所および日時に到達しないとき。

5 入札保証金

(1) 入札者は佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

(2) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

ア 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

イ 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

ウ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額

エ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以降であるときは、提供した日の翌月から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

オ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(3) 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 地方自治法施行令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により知事が定める資格を有する者による競争に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

ウ 過去2か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合（履行証明等を提出すること。）

6 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、5 の(2)の各号に掲げる価値の担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 5 第 1 項及び令第 167 条の 11 第 2 項の規定により知事が定める資格を有する者に契約をする場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ウ 過去 2 か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（履行証明等を提出すること。）